

ソフトウェア品質シンポジウム・ツール出展規約

(1) 担当

ここで述べる担当とは、本シンポジウム開催・運営・管理のための主催者組織を指します。

(2) 出展の申込みおよび本規約の効力の発生出展の申込みについて

必要事項を記入の上、署名した指定の「出展申込書」を担当に提出することによって出展参加契約書となります。「出展申込書」が担当に受理された時点で、出展社およびその申込者は本規約の内容に同意したものと見なされ、本出展規約の効力が発生し、出展社およびその申込者には本出展規約を遵守する義務が発生します。ただし、担当が適当ではないと判断した場合、担当は出展の申込みを拒否することができます。

(3) 出展料金に含まれるものについて

以下のものが出展料金に含まれます。

- 広報宣伝費（パンフレット・案内状含む）
 - 参加者サービスに係わる費用（会期中の案内等の制作費）
 - 担当企画運営・安全管理費
 - サーバメンテナンス費
- ※但し、以下のものは出展料金に含まれません。
- 動画制作費
 - 自社運営費
 - 他社出展に関する紛失弁償費
 - その他、通常出展料に含まれない費用とみなされるもの

(4) 出展料の支払いについて

出展社は、請求書発行後 2 ヶ月以内に出展料金を全額支払わなければなりません。尚、出展料金は現金振込み、振込手数料は振込元負担となりますのでご了承ください。

(5) 出展申込み後の取り消し

出展申込み後、申込みの一部または全部を取り消す場合、次の通り取り消し料（キャンセル料）を申し受けます。

申込日より 2026 年 7 月 1 日（水）までは、出展料金の 50%、同年 7 月 2 日（木）以降は、出展料金の全額但し、天災地変等のやむを得ない理由でシンポジウムが開催できない場合は、担当がすでに受けている出展申込みを取り消すことができます。すでに支払われた出展料金については、必要経費を差し引いた上で、尚余剰金があった場合、これを按分して出展社に返却しま

す。

(6) シンポジウムの運営

担当はシンポジウムの業務を円滑に遂行するため、各種規則等の制定、修正を行うことができます。また、この「出展規約」に記載のない事項について、新たに取り決め、各種の追加や変更を行うことができます。

(7) 担当による会期前もしくは会期中の出展の中止措置

担当は以下のような場合、その出展社に対し、出展の中止の措置をとることができます。

- 出展社が「出展規約」ならびにツール出展の手引き、その他運営マニュアル上での規定等に違反した
- 会期前もしくは会期中他の出展社に著しく迷惑を掛けている、あるいは掛ける恐れがあると担当が判断した

この場合、出展料の取り扱いについては、本規約 (5) 「出展申込み後の取り消し」に準拠します。

(8) 補償

出展社およびその代理人が担当の運営上の損害を与えた場合、その補償は出展社の責任になり、主催者および担当は一切責任を負いません。

(9) 出展要項と展示規則の承認

すべての出展社あるいは代理人は、この「出展規約」および担当が制定する上記規則を承認したものとします。担当と出展社、関係者との間で解決されない事項が発生した場合は、日本国法規に則るものとし、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

ソフトウェア品質シンポジウム担当

〒166-0003 東京都杉並区高円寺南1-2-1

一般財団法人 日本科学技術連盟

TEL: 03-5378-9813

E-mail: sqip-sympo@juse.or.jp